

議 会 定 例 会 会 議 録

令和 4 年 1 2 月 1 2 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第3号）

令和4年12月12日

開 議	午前9時30分
日程第1	諸般の報告
日程第2	議案第58号 専決処分の承認を求めることについて (令和4年度岩出市一般会計補正予算第4号)
日程第3	議案第59号 岩出市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
日程第4	議案第60号 職員の定年等に関する条例等の一部改正等について
日程第5	議案第61号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について
日程第6	議案第62号 職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第7	議案第63号 令和4年度岩出市一般会計補正予算（第5号）
日程第8	議案第64号 令和4年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第9	議案第65号 令和4年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第10	議案第66号 令和4年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第11	議案第67号 令和4年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）
日程第12	議案第68号 令和4年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第13	議案第69号 市道路線の認定について
日程第14	議案第70号 さぎのせ公園の指定管理者の指定について
日程第15	議案第71号 根来さくらの里の指定管理者の指定について
日程第16	議案第72号 根来公園墓地の指定管理者の指定について
日程第17	議案第73号 岩出市教育委員会委員の任命について
日程第18	発議第2号 岩出市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
日程第19	選挙第1号 岩出市選挙管理委員の選挙
日程第20	選挙第2号 岩出市選挙管理委員補充員の選挙
日程第21	議員派遣について
日程第22	委員会の閉会中の継続調査申出について

○福山議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

8 番、吉本勸曜議員は入院治療のため、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第58号から議案第72号までの議案15件につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、議案第73号の追加議案につきましては、提案理由の説明、質疑、討論、採決、発議第2号の委員会提出議案につきましては、提出者の趣旨説明、質疑、討論、採決、岩出市選挙管理委員及び岩出市選挙管理委員補充員の選挙につきましては、単記無記名による投票、それと議員派遣の件と委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○福山議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に市長から提出のありました議案は、配付のとおり、議案第73号であります。

次に、議会運営委員会から提出のありました議案は、配付のとおり、発議第2号であります。

次に、岩出市選挙管理委員会から選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙について、配付のとおり依頼がありましたので、選挙を行います。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市一般会計補正予算第4号）～

日程第16 議案第72号 根来公園墓地の指定管理者の指定について

○福山議長 日程第2 議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市一般会計補正予算第4号）の件から日程第16 議案第72号 根来公園墓地の指定管理者の指定の件までの議案15件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案15件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果及び主な質疑につきまして、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員長、梅田哲也議員、演壇でお願いいたします。

○梅田議員 皆さん、おはようございます。

それでは、総務建設常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

12月2日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市一般会計補正予算第4号）所管部分の外、議案11件です。

当委員会は、12月6日火曜日、午前9時30分から開催し、審査について、総務部門終了後、建設部門を実施いたしました。

議案第60号 職員の定年等に関する条例等の一部改正等について、議案第61号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、議案第62号 職員の給与に関する条例等の一部改正について、議案第63号 令和4年度岩出市一般会計補正予算（第5号）所管部分、議案第67号 令和4年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）、議案第68号 令和4年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号）、議案第69号 市道路線の認定について、議案第70号 さぎのせ公園の指定管理者の指定について、議案第71号 根来さくらの里の指定管理者の指定について、議案第72号 根来公園墓地の指定管理者の指定についての以上10議案は、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第60号から議案第68号まで及び議案第70号から議案第72号までの9議案は可決、議案第69号は認定いたしました。

議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市一般会計補正予算第4号）所管部分については、討論の後、全会一致で承認、議案第59号 岩出市個人情報保護に関する法律施行条例の制定については、討論の後、賛成者多数で可決いたしました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市一般会計補正予算第4号）所管部分では、商品券発送等、業務委託料は何名分を想定しているのか。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における国からの推奨事業は。岩出市でマイナンバーカードを既已取得している人数は。について。

議案第59号 岩出市個人情報保護に関する法律施行条例の制定については、企業から匿名加工情報の提供が求められた場合の対応は。審査会における議論の内容は。について

議案第60号 職員の定年等に関する条例等の一部改正等については、経過措置として、令和5年度から令和13年度まで5年間をかけて、定年を65歳までにしてい

く理由は。この改正によって職員の扱いはどうなるのか。について。

議案第61号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について及び議案第62号 職員の給与に関する条例等の一部改正については、質疑はありませんでした。

議案第63号 令和4年度岩出市一般会計補正予算（第5号）所管部分では、那賀消防組合負担金は何名分か。について。

議案第67号 令和4年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）、議案第68号 令和4年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号）について及び議案第69号 市道路線の認定については、質疑はありませんでした。

議案第70号 さぎのせ公園の指定管理者の指定について、議案第71号 根来さくらの里の指定管理者の指定について及び議案第72号 根来公園墓地の指定管理者の指定についての3議案では、指定管理者に改善の要望や管理運営面のアドバイスをを行っているのか。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○福山議長 ご苦労さまでした。

厚生文教常任委員長、奥田富代子議員、演壇でお願いいたします。

○奥田議員 厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

12月2日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市一般会計補正予算第4号）所管部分の外、議案4件です。

当委員会は、12月7日水曜日、午前9時30分から開催し、審査について、厚生部門終了後、文教部門を実施しました。

議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市一般会計補正予算第4号）所管部分、議案第63号 令和4年度岩出市一般会計補正予算（第5号）所管部分、議案第64号 令和4年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第65号 令和4年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第66号 令和4年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上5議案は、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第58号は承認、議案第63号から議案第66号までの4議案は可決いたしました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市一般会計補正予算第4号）所管部分では、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について、非課税世帯に対し直接振り込まれるのか。物価高騰対策補助金について、補助基準と対象施設は。について

議案第63号 令和4年度岩出市一般会計補正予算（第5号）所管部分については、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について、100%国の交付金となると思うが、対象者数は。子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費について、独り親世帯以外の低所得も子育て世帯への支給は行き渡ったのか。また、返還金が生じていることに対する市の評価は。について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○福山議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市一般会計補正予算第4号）の件、議案第60号 職員の定年等に関する条例等の一部改正等の件、議案第61号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正の件、議案第62号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件、議案第63号 令和4年度岩出市一般会計補正予算（第5号）の件、議案第64号 令和4年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件、議案第65号 令和4年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）の件、議案第66号 令和4年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件、議案第67号 令和4年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）の件、議案第68号 令和4年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号）の件、議案第69号 市道路線の認定の件、議案第70号 さぎのせ公園の指定管理者の指定の件、議案第71号 根来さくらの里の指定管理者の指定の件、議案第72号 根来公園墓地の指定管理者の指定の件、以上議案14件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案14件に対する討論を終結いたします。

議案第58号及び議案第60号から議案第72号までの議案14件を一括して採決いたします。

この議案14件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり承認、議案第60号から議案第68号まで及び議案第70号から議案第72号までの議案12件は、原案のとおり可決、議案第69号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第59号 岩出市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、反対の討論を行います。

日本の政治は、この間、大企業奉仕の政治が続けられてきました。さらに、大企業がもうける仕組みをつくるために、デジタル関連法を成立させ、国や自治体が持つ個人情報の利活用をデジタル改革の名で進めています。デジタル関連法の中の1つが個人情報保護法の改定で、全国的な共通ルールの下に、一元化を図ろうとするものです。

自治体の個人情報保護制度は、国に先行して、条例が整備され、内容も発展させてきた点で、地方自治の象徴的存在の1つです。各条例で個人情報の収集は本人から直接収集するなどの収集の制限、目的外利用、外部提供の制限、オンライン結合の制限などの原則が定められ、例外とする事例は、個人情報保護審査会の意見を聞くことなどが定められています。

この自治体の個人情報保護条例の規制が、データ流通の支障になるとして、自治体の条例が築いてきた優れた到達点をリセットさせようというものです。共通ルール化の最大の目的は、匿名加工情報制度で公開されたデータにすることやオンライン結合をさせることです。

特定の個人を識別できないよう加工したからと非個人情報扱いとし、本人同意を得ずに第三者提供、目的外利用が可能としてきています。自治体が保有する個人情報は、介護や子育て、教育、健康など、膨大な住民サービスの情報です。その情報

を企業のもうけのために外部提供できる仕組みをつくることが目的です。

2021年にデジタル関連法案が成立しましたが、この条例制定の元になる国の施行案そのものが国会審議の中で、個人のプライバシー侵害や地方自治の侵害、利益誘導や官民癒着の拡大など、多くの問題点が明らかになってきています。

第1は、表現・言論の自由を脅かすおそれがあること。

第2は、思想、信条などを個人の名誉、信用、秘密に直接関わる情報収集の原則禁止規定が欠落していること。

第3は、目的外利用についても、個人の権利利益を侵害するおそれがあることに配慮しなければなりません、法案には配慮規定もありません。

第4は、手厚く個人情報保護策を講ずる必要がある分野のガイドラインを引き下げるなど、個人情報保護策の後退を果たそうとしていることは、看過できない重大問題です。岩出市においても、この条例規定により、市民にどれだけの影響を与えるのか。市民に条例の中身を明らかにして、市民の意見を聞くパブリックコメントも必要だと考えますが、パブリックコメントを実施しない点は、市民不在と言わざるを得ません。

よって、この議案には反対といたします。

○福山議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 議案第59号 岩出市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、私は賛成の立場で討論いたします。

これまで個人情報保護制度について、個別に制定されていた民間、行政機関及び独立行政法人等の3本の法律が、デジタル社会形成整備法により、令和5年4月1日から個人情報の保護に関する法律へと統合されるとともに、各地方公共団体が個人情報の保護、開示などについて、独自に条例を制定している個人情報保護制度についても、同法に統合され、全国的に一元化されます。

この議案は、法律に基づく個人情報保護制度の運用に必要な開示請求に係る手数料などの事項を定める条例制定でありますので、私は本議案について、賛成といたします。

○福山議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○福山議長 以上で、議案第59号に対する討論を終結いたします。

議案第59号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○福山議長 起立多数であります。

よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第17 議案第73号 岩出市教育委員会委員の任命について

○福山議長 日程第17 議案第73号 岩出市教育委員会委員の任命の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 ただいま議題となりました議案第73号 岩出市教育委員会委員の任命についてであります。この議案は、現教育委員会委員の任期満了に伴い、後任の教育委員会委員として藤岡昭彦氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

藤岡昭彦氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりであります。

ご審議の上、ご同意いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○福山議長 これより質疑に入ります。

議案第73号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、議案第73号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第73号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

議案第73号に対する討論はありませんか。

(なし)

○福山議長 討論なしと認めます。

これをもって、議案第73号に対する討論を終結します。

議案第73号 岩出市教育委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○福山議長 起立全員であります。

よって、議案第73号は、原案のとおり同意されました。

~~~~~○~~~~~

日程第18 発議第2号 岩出市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○福山議長 日程第18 発議第2号 岩出市議会の個人情報の保護に関する条例の制定の件を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長、玉田隆紀議員、演壇でお願いいたします。

○玉田議員 発議第2号 岩出市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び岩出市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和4年12月12日提出

提出者 議会運営委員会委員長 玉田隆紀

本文の朗読につきましては省略させていただきます。

提案理由の趣旨説明を申し上げます。

この議案は、各地方公共団体が運用していた個人情報保護制度について、令和5年4月1日から「個人情報保護に関する法律」により全国的に一元化されることにあたり、議会については法の適用外となることから、これまでと同様に岩出市議会における個人情報を保護し、現行条例と同等の個人情報の保護水準を確保するため、その取扱いについて執行機関との差異が生じることがないように、改正法に準じた岩出市議会独自の個人情報条例案を制定するため提出するものです。

何とぞご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○福山議長 ご苦労さまでした。

以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

(なし)

○福山議長 発議第2号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、発議第2号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第2号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 この議案についても、議会における個人情報に関する議案であります。先ほど議案第59号において、反対をさせていただいた理由をもって、この発議について反対といたします。

○福山議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

大上正春議員。

○大上議員 発議第2号 岩出市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、私は賛成の立場で討論いたします。

先ほどの議案第59号で討論をされており、改正後の個人情報保護法の下、地方公共団体の個人情報保護が全国的に一元化されますが、議会は法の適用外となります。

本案は、これまでと同様に、岩出市議会における個人情報を保護するために必要な条例制定ですので、私は本案について賛成といたします。

○福山議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○福山議長 以上で、発議第2号に対する討論を終結いたします。

発議第2号 岩出市議会の個人情報の保護に関する条例の制定の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○福山議長 起立多数であります。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第19 選挙第1号 岩出市選挙管理委員の選挙

○福山議長 日程第19 選挙第1号 岩出市選挙管理委員の選挙を行います。

地方自治法第181条第2項の規定により、選挙管理委員の定数は4名です。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人1名の氏名を記載の上、演壇に備えつけの投票箱へ議席順に投票をお願いいたします。

なお、被選挙人が特定できるよう、必ず氏と名を記載してください。

投票の結果、得票の多かった上位4名を当選といたします。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○福山議長 ただいまの出席議員数は、13名であります。

これより投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○福山議長 投票用紙の配付漏れはありますか。

(なし)

○福山議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○福山議長 異常なしと認めます。

2番議席の議員から順次等間隔で、演壇に備えつけの投票箱に投票を開始してください。

(投票)

○福山議長 投票漏れはありますか。

(なし)

○福山議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○福山議長 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番議席の梅田哲也議員及び4番議席の田中宏幸議員を指名いたします。

両名の立会いをお願いいたします。

(開票)

○福山議長 立会人の意見を求めます。

立会い、ご苦労さまでした。

立会人に求めた意見から選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票13票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、亀田保夫さん5票、前田雅宏さん3票、小川昌子さん3票、赤井満さん2票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、1票であります。

よって、岩出市選挙管理委員に、亀田保夫さん、前田雅宏さん、小川昌子さん、赤井満さんが当選されました。

これにて、日程第19を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第20 選挙第2号 岩出市選挙管理委員補充員の選挙

○福山議長 日程第20 選挙第2号 岩出市選挙管理委員補充員の選挙を行います。

地方自治法第182条第2項の規定により、選挙管理委員補充員の定数は4名です。念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人1名の氏名を記載の上、演壇に備えつけの投票箱へ議席順に投票をお願いいたします。

なお、被選挙人が特定できるよう、必ず氏と名を記載してください。

投票の結果、得票の多かった上位4名を当選とし、順位は地方自治法第182条第3項の規定により、得票数の多い順といたします。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○福山議長 ただいまの出席議員数は、13名であります。

これより投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○福山議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なし)

○福山議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○福山議長 異常なしと認めます。

2番議席の議員から順次等間隔で、演壇に備えつけの投票箱に投票を開始してください。

(投票)

○福山議長 投票漏れはありませんか。

(なし)

○福山議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○福山議長 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番議席の梅田哲也議員及び4番議席の田中宏幸議員を指名いたします。

両名の立会いをお願いいたします。

(開票)

○福山議長 立会人の意見を求めます。

立会い、ご苦労さまでした。

立会人に求めた意見から選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票13票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、鳥本富貴さん5票、味村万喜子さん4票、松田長次郎さん3票、堀口健三さん1票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は、1票であります。

よって、岩出市選挙管理委員補充員の当選並びに順位は、1番、鳥本富貴さん、2番、味村万喜子さん、3番、松田長次郎さん、4番、堀口健三さんと決定いたします。

これにて日程第20を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第21 議員派遣について

○福山議長 日程第21 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣につきましては、会議規則第158条の規定により、お手元に配付の写しのおり、派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、申出のおり議員派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましても、議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましても、議長に委任されました。

~~~~~○~~~~~

日程第22 委員会の閉会中の継続調査申出について

○福山議長 日程第22 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

各委員会委員長から会議規則第104条の規定により、お手元に配付の申出書の写しのおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長の申出のおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員会委員長の申出のおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することに決しました。

~~~~~○~~~~~

○福山議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を12月14日水曜、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を12月14日水曜、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時12分)